

IFRIC Update 2022 年 2 月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議において至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見ることができる。

委員会は 2022 年 2 月 1 日に会議を行い、次のことについて議論した。

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

- 負の低排出車クレジット（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー2

[審議会の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- TLTRO III 取引（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」） — アジェンダ・ペーパー3

[その他の事項](#)

- 年金契約に係る利益の認識（IFRS 第 17 号「保険契約」） — アジェンダ・ペーパー4
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー5

[IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定](#)

- TLTRO III 取引（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」） — アジェンダ・ペーパー3

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを [open for comment](#) ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

負の低排出車クレジット（IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」） — アジェンダ・ペーパー2

委員会は、自動車の炭素排出の削減を奨励するための特定の施策がIAS第37号における負債の定義を満たす義務を生じさせるかどうかを質問した要望書を受け取った。

要望書

要望書は、所定の市場での販売のために乗用車を製造又は輸入する企業に適用される政府施策について記述していた。当該施策の下では、企業は、ある暦年において炭素の平均排出量が政府の設定した目標を下回る自動車を生産又は輸入した場合には正のクレジットを受け、当該年度において炭素の平均排出量が政府の設定した目標を上回る自動車を生産又は輸入した場合には負のクレジットを受ける。

この施策は、ある年度について負のクレジットを受ける企業に対し、その負のクレジットの解消を、他の企業から正のクレジットを購入するか又は次年度に正のクレジットを自ら創出するかのいずれかにより、その正のクレジットを負のバランスの解消に使用することによって行うことを要求している。企業がその2つの方法のいずれかで負のクレジットを解消できない場合には、政府が企業に制裁を科す（例えば、企業の当該市場へのアクセスを制限する）可能性がある。

要望書では、負のクレジットを生じさせた企業はIAS第37号における負債の定義を満たす現在の義務を有するかどうかを質問していた。

適用される要求事項

IAS第37号の第10項は、負債を「過去の事象から発生した企業の現在の義務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるもの」と定義している。IAS第37号の第10項は、法的義務（法律の運用から生じる）と推定的義務（企業の行動から生じる）とを区別しており、義務発生事象を「その義務を決済する以外に企業に現実的な選択肢がないこととなる法的義務又は推定的義務を生じさせる事象」と定義している。IAS第37号の第17項は、義務を決済する以外に企業に現実的な選択肢がないのは、義務の決済が法律によって強制できる場合、又は、推定的義務の場合には、ある事象（企業の行為である場合もある）が、企業が当該義務を履行するであろうとの妥当な期待を他の関係者に生じさせている場合のみである旨を明確化している。IAS第37号の第19項は、負債の定義を満たすのは、企業の将来の行動とは独立に存在している過去の事象から生じた義務のみである旨をさらに明確化している。

委員会の結論

委員会は、炭素の平均排出量が政府の設定した目標を上回る自動車を製造又は輸入した企業は、政府が科す可能性のある制裁を受け入れることが企業にとって負のクレジットを解消する以外の現実的な選択肢である場合を除いては、IAS第37号における負債の定義を満たす法的義務を有していると結論を下した。委員会の論拠は次のとおりであった。

- 負のクレジットを解消する義務を生じさせる可能性のある活動は、自動車の製造又は輸入である。炭素の平均排出量が政府の設定した目標を上回る自動車を企業が製造又は輸入した範囲では、当該義務は過去の事象から生じている。
- 当該義務を生じさせ、制裁を科す権限を政府に与える施策は、法律の運用から生じるものである。したがって、当該義務は法的義務であり、政府が科す可能性のある制裁は、決済が法律によって強制され得る手段である。「義務の決済が法律によって強制できる」という要求は、決済をしないことに対する制裁を受け入れることが企業にとって現実的な選択肢である場合を除いては、満たされている。
- 企業は、他の企業から正のクレジットを購入するか又は次年度に正のクレジットを自ら創出するかのいずれかにより、その正のクレジットを負のバランスの解消に使用することによって、自らの義務を決済することができる。いずれの場合でも、決済は経済的便益を有する資源の企業からの流出を伴

う。第1の場合には、その資源は現金であり、第2の場合には、その資源は、企業が次年度に受けて現在の負の残高を解消するために放棄することとなる正のクレジットである。企業は、そうでなければ、その自ら創出した正のクレジットを他の目的（例えば、負のクレジットを有する他の企業に売却すること）に使用することができる。

- 当該義務は過去の事象から生じ、企業の将来の行動（将来における企業の事業の遂行）とは独立に存在する。その施策の下では、義務を生じさせるために必要となる唯一の行動は、炭素の平均排出量が政府の設定した目標を上回る自動車の製造又は輸入であり、この行動はすでに発生している。企業の将来の行動が決定するのは、企業が現在の義務を決済する手段（すなわち、他の企業からクレジットを購入するのか、より多くの低排出車の製造又は輸入によって正のクレジットを自ら創出するのか）のみである。要望書に記載された事実パターンは、IAS第37号の第19項の適用を説明又は解釈している他の例で現在の義務が存在しないという結論となっているもの（例えば、設例6（排煙濾過装置を設置することの法律による要請）のパート(a)、IFRIC第6号「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」及びIFRIC第21号「賦課金」の設例2）とは異なっている。これらの他の例の全てにおいて、適用される法制の下で義務を生じさせるのに必要な行動を企業はまだ行っていない。

委員会は次のような企業の立場を考慮した。

- a. 炭素の平均排出量が政府の設定した目標を上回る自動車を製造又は輸入した。
- b. IAS第37号における負債の定義を満たす法的義務を有していない（制裁を受け入れることが企業にとって現実的な選択肢であり、それは当該義務が法律で強制できないことを意味するため）。

委員会は、このような企業はそれでもIAS第37号における負債の定義を満たす推定的義務を有している可能性がある」と結論を下した。企業は、過去の製造又は輸入活動から生じた負のクレジットを解消するであろうという妥当な期待を他者に生じさせた行動を実施した（例えば、十分に具体的な現在の声明を行った）場合には、そうした義務を有することとなる。

要望書は、政府の施策がIAS第37号における負債の定義を満たす義務を生じさせるかどうかのみを質問していた。委員会は、そのような義務を識別した後に、企業は当該負債を測定する方法を決定するためにIAS第37号の他の要求事項を適用することとなることに留意した。

委員会は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて、IAS 第 37 号における負債の定義を満たす義務を企業が有しているかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。

審議会の検討を求めるアジェンダ決定

TLTRO III 取引（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」） — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、2021 年 6 月の IFRIC Update において公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討した。欧州中央銀行（ECB）の条件付き長期資金供給オペレーション（TLTROs）の第 3 次プログラムの会計処理方法に関してのものである。

委員会は当該アジェンダ決定について結論に至った。IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、国際会計基準審議会（IASB）はこのアジェンダ決定を 2022 年 3 月の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、2022 年 3 月にこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

その他の事項

年金契約に係る利益の認識（IFRS第17号「保険契約」） — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、IFRS第17号を適用する際の利益の認識に関しての要望書を受け取った。企業は未稼得利益を保険契約の測定に含め、それを企業がサービスを提供するにつれて収益として認識する。要望書は、未稼得利益を収益として認識する方法を企業が年金契約の保険契約者に提供するサービスを評価することによって決定することに関するものである。

委員会はこの事項について今後の会議で議論する。その議論の準備をするため、スタッフは委員会に、適用されるIFRS第17号の要求事項の概要及び当該要求事項に関連した他の背景情報を提供した。

委員会は何も決定を行うことを求められなかった。

委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、2022年2月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

IFRIC Update への補遺 — 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変える可能性のある追加の洞察を提供する場合がある。このため、企業がアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために、新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入し、重要性がある場合には、当該変更に関連した開示がIFRS 基準で要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は、次の事項について議論し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

TLTRO III 取引（IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」） — アジェンダ・ペーパー3

2022 年 3 月に公表¹

委員会は、欧州中央銀行（ECB）の条件付き長期資金供給オペレーション（TLTROs）の第3次プログラムの会計処理方法に関する要望を受けた。TLTROs は、参加する銀行が借り入れることのできる金額及び銀行が当該オペレーションの各トランシェについて支払う金利を、当該銀行が非金融企業及び家計に対して行う融資の量及び金額と関連付けている。

要望書は次のことを質問している。

- a. TLTRO III の各トランシェは市場金利を下回る金利での融資を表すものかどうか、また、その場合、借り入れる銀行は、市場金利を下回る金利の便益を会計処理するために IFRS 第 9 号又は IAS 第 20 号を適用することを要求されるかどうか
- b. 銀行が市場金利を下回る金利の便益を会計処理するために IAS 第 20 号を適用する場合に、

- i. 当該便益を認識する期間において、どのように評価を行うか
- ii. 表示の目的上、銀行は当該便益を TLTRO III 負債の帳簿価額に加算するかどうか
- c. 銀行は適用される実効金利をどのように計算するか
- d. 銀行は、負債に付されている条件が満たされたかどうかの評価の改訂から生じる見積キャッシュ・フローの変動を会計処理するために、IFRS 第 9 号の B5.4.6 項を適用するかどうか
- e. 銀行は、銀行の融資行動又は ECB が TLTRO III の条件について行う変更から生じる過去の期間に係るキャッシュ・フローの変更を、どのように会計処理するか

IFRS 会計基準の要求事項の適用

委員会は、IFRS 第 9 号が TLTRO III 取引の会計処理方法を借入銀行が決定するための出発点であると考えた。TLTRO III トランシェへの当該銀行の参加から生じる各金融負債は IFRS 第 9 号の範囲に含まれるからである。銀行は次のようにする。

- a. IFRS 第 9 号の 4.3.3 項で要求しているように、組込デリバティブを主契約から分離することとなるかどうかを評価する。
- b. 当該金融負債の当初認識及び測定（当該金融負債の公正価値の算定を含む）を行い、公正価値と取引価格との差額を会計処理し、実効金利を計算する。
- c. 当該金融負債の事後測定を行う。これは予想キャッシュ・フローの見積りの変更の会計処理を含む。

委員会は、要望書は組込デリバティブの存在に関する質問はしておらず、したがって、このアジェンダ決定は組込デリバティブの分離に関しての IFRS 第 9 号の要求事項について議論するものではないことに留意した。

金融負債の当初認識及び測定

IFRS 第 9 号の 5.1.1 項を適用して、当初認識時に銀行は、各 TLTRO III トランシェを公正価値に取引コストを加算又は減算した金額で測定する（当該金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されるものでない場合）。したがって、銀行は、当該負債の公正価値を、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で要求しているように、市場参加者が当該金融負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定を用いて測定する。金融負債の当初認識時の公正価値は、通常は取引価格（すなわち、受取対価）である（IFRS 第 9 号の B5.1.1 項及び B5.1.2A 項）。当初認識時の公正価値が取引価格と異なる場合、B5.1.1 項は、受取対価の一部が当該金融負債以外に対するものであるかどうかを判定することを企業に要求している。

委員会は、金利が市場金利を下回る金利であるかどうかの判定には、関連する金融負債の具体的な事実及び状況に基づく判断が必要になると考えた。金融負債の当初認識時の公正価値と取引価格との差異は、当該金融負債に係る金利が市場金利を下回る金利であることを示唆している可能性がある。

銀行が、TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価は当該金融負債のみに対するものと判断する場合には、銀行は IFRS 第 9 号の B5.1.2A 項を適用して当該差額を会計処理する。

銀行が、TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価が当該金融負債のみに対するものではないと判断する場合には、銀行は当該差額が市場金利を下回る金利での政府融資の便益（IAS 第 20 号で政府補助金として扱われる）を表すものかどうかを評価する。企業はこの差額を TLTRO III トランシェの当初認識時にのみ評価する。委員会は、当該差額が政府補助金として扱われる場合、IAS 第 20 号の第 10A 項は当該差額のみ適用されることに留意した。銀行は当該金融負債を当初認識時とその後の両方において、IFRS 第 9 号を適用して会計処理する。

TLTRO III トランシェの一部を IAS 第 20 号における政府補助金として扱うべきか

IAS 第 20 号は次のように定義している。

- a. 政府を「地方、国家又は国際機関のいずれかを問わず、政府、政府機関及びそれに類似する機関」を指すものとして定義している。
- b. 政府補助金を「政府による援助であって、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来において満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるもの（後略）」として定義している。
- c. 返済免除条件付融資を「規定された一定の条件を満たせば返済が免除されることを貸主が約した融資」として定義している。

IAS 第 20 号の第 10A 項は、企業が市場金利を下回る金利での政府融資の便益を政府補助金として扱うことを要求している。市場金利を下回る金利の便益は、IFRS 第 9 号を適用して算定した当該借入金の当初の帳簿価額と受け取った収入との差額として測定される。IAS 第 20 号の第 12 項及び第 20 項は、企業が政府補助金を純損益に認識するという要求事項を定めている。

委員会は、銀行が ECB は IAS 第 20 号の第 3 項における政府の定義を満たすと評価し、かつ、次のいずれかに該当すると評価する場合には、TLTRO III トランシェは IAS 第 20 号で政府補助金として扱われる部分を含むことになると考えた。

- a. TLTRO III トランシェに対して課される金利が、IAS 第 20 号の第 10A 項で言及されている市場金利を下回る金利である。
- b. 当該融資が、IAS 第 20 号の第 10 項が適用される返済免除条件付融資（IAS 第 20 号の第 3 項で定義）である。

委員会は、これらの判定を行うには具体的な事実及び状況に基づく判断が必要となると考えた。したがって、委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号の範囲に含まれる市場金利を下回る金利での政府融資又は返済免除条件付融資の便益を含んでいるかどうかについて結論を下す立場にはないことに留意した。

委員会は、政府補助金として扱われる TLTRO III トランシェの一部が補償することを意図している関連コストを識別することにも、判断が必要となる場合があることを認識した。しかし、委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号で政府補助金として扱われる部分を含んでいるかどうか、及び含んでいるとした場合の当該部分の会計処理方法を銀行が評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

金融負債の当初認識時の実効金利の計算

IFRS 第 9 号の付録 A は、金融負債の償却原価と実効金利の両方を定義している。実効金利を計算するには、企業が金融負債の予想存続期間を通じての予想キャッシュ・フローを当該金融商品のすべての契約条件を考慮することによって見積ることが必要となる。

TLTRO III トランシェについて当初認識時の実効金利を計算するにあたり、疑問が生じるのは、予想将来キャッシュ・フローを見積るにあたり何を考慮すべきか、及び、具体的には、契約上の金利に関連した条件制限から生じる不確実性を反映する方法についてである。委員会は、実効金利を計算するために予想将来キャッシュ・フローを見積るにあたり何を考慮すべきかの問題は、要望書に記載されている以外の事実パターンにも関連性があることに留意した。したがって、委員会は、実効金利を計算する際の契約上の金利の条件制限を反映する方法の検討は、より幅広い問題であり、TLTRO III トランシェの文脈でのみ分析すべきものではないと結論を下した。そのような分析は、IFRS 会計基準の適用に関しての類似した問題を伴う他の金融商品について、意図しない結果を生じさせる可能性がある。したがって、委員会の考えでは、IASB はこの事項を IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項の適用後レビューの一部として、当該レビューの第 1 フェーズですでに識別されている類似した事項とともに検討すべきである。

金融負債の償却原価での事後測定

当初の実効金利は、IFRS 第 9 号が要求しているように、当初認識時の見積将来キャッシュ・フローに基づいて計算される。委員会は、銀行が TLTRO III トランシェの存続期間にわたり実効金利を変更するかどうかは、当該金融負債の契約条件及び IFRS 第 9 号における適用される要求事項に依存することに留意した。

TLTRO III トランシェの契約条件は、金利を各トランシェの満期時又は早期返済時に後払いで決済することを要求している。したがって、トランシェの存続期間全体で 1 回の現金流出のみがある。

IFRS 第 9 号の B5.4.5 項及び B5.4.6 項は、企業が見積将来キャッシュ・フローの変動をどのように会計処理するのかについての要求事項を定めている。

変動金利の金融商品について、IFRS 第 9 号の B5.4.5 項は、市場金利の変動を反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りは実効金利を変更すると定めている。IFRS 第 9 号は、変動金利とは何なのかを定義していない。

IFRS 第 9 号の B5.4.6 項は、B5.4.5 項で扱っている金融負債以外の金融負債についての契約上のキャッシュ・フローの見積りの変動に対して、当該変動が契約上のキャッシュ・フローの見積りの改訂から生じるのか当該負債の契約条件の条件変更から生じるのかを問わず、適用される。しかし、契約上のキャッシュ・フローの変動が契約条件の条件変更から生じる場合には、企業は当該変動が当初の金融負債の認識の中止と新しい金融負債の認識を生じさせるかどうかを、IFRS 第 9 号の 3.3.2 項及び B3.3.6 項を適用して評価する。

委員会はまた、IFRS 第 9 号の B5.4.6 項の適用は、金融負債の当初認識時の実効金利の計算における銀行の予想将来キャッシュ・フローの見積りに依存することに留意した。B5.4.6 項を適用するには、当初の実効金利を使用して改訂後のキャッシュ・フローを割り引く必要があるからである。

委員会は、契約上の金利に関する条件制限が実効金利法を適用する際に予想将来キャッシュ・フローの見積りにどのように反映されるのかの問題は、当初認識と事後認識の両方に影響を与えることに着目した。この問題はより幅広い事項の一部であるため、TLTRO III トランシェの文脈のみにおいて分析すべきではないと委員会は考えた。したがって、委員会の考えでは、IASB はこの事項を IFRS 第 9 号における分類及び測定要求事項の適用後レビューの一部として、当該レビューの第 1 フェーズですでに識別されている類似した事項とともに検討すべきである。

開示

銀行が、ECB は IAS 第 20 号における政府の定義を満たすと評価し、かつ、銀行は ECB から政府援助を受けたと評価する場合には、銀行は、政府補助金及び政府援助に関して IAS 第 20 号の第 39 項が要求している情報を提供する必要がある。

要求される判断及び TLTRO III トランシェから生じるリスクを考えると、銀行は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 117 項、第 122 項及び第 125 項の要求事項を、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 7 項、第 21 項及び第 31 項とともに考慮する必要もある。これらの各項目は、銀行に対し、重要な会計方針並びに、会計方針を適用するにあたっての経営者の仮定及び判断のうち財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する情報を開示することを要求している。

結論

委員会は、IAS 第 20 号は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号で政府補助金として扱われる部分を含んでいるかどうか及び含んでいるとした場合の当該部分の会計処理方法を銀行が評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

契約上の金利に関する条件制限が、金融負債の当初認識時に実効金利を計算する際の予想将来キャッシュ・フローの見積り又は金融負債の事後測定時の見積将来キャッシュ・フローの改訂にどのように反映されるのかの問題に関して、委員会は、要望書に記載された事項はより幅広い事項の一部であり、費用対効果の

高い方法で扱うことは可能でなく、IASB に報告すべきであると結論を下した。IASB はこの事項を IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項の適用後レビューの一部として検討すべきである。

これらの理由で、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

- 1 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 8.7 項に従って、2022 年 3 月の会議で、国際会計基準審議会はこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X